

2015 年 3 月 4 日提出、3 月 10 日答弁書受領



六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と 新規規制基準適合性審査の強化に関する政府への 質問主意書と答弁書から

昨秋、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は東海再処理施設の廃止を決定したと報道されている。一方、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）六ヶ所再処理工場は竣工・稼働に向けて核燃料施設の新規制基準適合性に係る審査を受けているところです。

六ヶ所再処理工場及び東海再処理施設（以下「両再処理工場」という。）には原発とは比較にならない大量の放射性物質が、高レベル放射性廃液（原子力機構では「高放射性廃液」と呼称している）や使用済み核燃料として貯蔵し冷却されています。六ヶ所再処理工場が貯蔵する高レベル放射性廃液二百二立方メートル及び東海再処理施設の高レベル放射性廃液三百九十四立方メートルに含まれるセシウム 137 は、東電福島第一原発から大気中へ放出されたセシウム 137 の量のそれぞれ約三十五倍及び約七十九倍に相当します。廃液にはこれ以外のストロンチウム 90、超ウラン元素等の核種も多量に含まれています。また、現在六ヶ所再処理工場の使用済み燃料プールには、福島第一原発四号機のプールから搬出された千三百三十一体（二百四十トン）の使用済み核燃料の約十二倍に相当する約三千トンの使用済み核燃料が貯蔵し冷却されています。両再処理工場において重大事故が起こると、国内は壊滅的な放射性物質による被害を受け、立ち直りが困難となるばかりでなく、世界的にも広範囲の放射性物質による汚染を引き起こし、我が国は世界中の信頼を完全に失ってしまうのではないかと危惧しています。

原子力規制委員会は二〇一二年九月、「国民の安全を最優先に、原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を守る」使命の下、独立した意思決定機関として環境省の外局に設置されました。同委員会はこの設立主旨の精神に則り、重大事故を引き起こす可能性のあるあらゆる要因をチェックし、絶対に重大事故を起こさないように厳正かつ厳重な審査を行い国民の信頼に応える責任と義務があります。そのため原子力推進機関からは完全に独立し、人と環境を守るため組織の総力を上げて二度と悲惨な原子力事故を起こさせない覚悟の下、自らの業務に取り組むべきではないかと考えます。

田中俊一原子力規制委員会委員長は「世界一厳しい規制基準」で審査していると述べています。しかし、私たちはそのことよりも、絶対に大事故を起こさせないこと、この愛すべき美しい国土に末永く住み、子々孫々命をつなぎ続けることを願っているのです。この素朴な願いに国は良心と勇気を奮い立たせ、応えるべきです。以上の趣旨のもと、川田参議院議員から質問主意書を提出していただき答弁を得ました。質問・答弁をもとに内閣の姿勢や問題点などを考えてみました。

1) 再処理工場の重大事故防止と新規規制基準適合性審査の強化について

- ① 質問：西ドイツ政府は一九七六年、建設予定であった再処理工場の重大事故時における放射性物質の拡散シミュレーション（国又は地方自治体が、地域防災計画を策定する際、防災対策を重点的に充実す

るべき地域を決定する参考となる情報を得るために、原発事故により放出される放射性物質の量、放出継続時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散の仕方を推定するもの。以下「シミュレーション」という。)を実施し、「高レベル廃液貯槽の冷却が完全停止すると最終的死亡者数は西ドイツ全人口の半分の三千万人に上る可能性がある」とした。また、二〇〇九年にノルウェー政府は英国セラフィールド再処理工場のシミュレーションを行い、英国に高レベル放射性廃液を早期に固化するよう要請している。

実際、一九五七年に旧ソ連キシュテムにおいて国際原子力事象評価尺度 I N E S レベル 6 とみなされる高レベル放射性廃液貯槽の爆発が起こり、広範囲に渡りストロンチウム 90 等の放射性物質で汚染された。国として、両再処理工場の高レベル放射性廃液の冷却喪失による放射性廃棄物の環境放出といった重大事故のシミュレーションをなぜ実施しないのか、その理由を示されたい。シミュレーションなしには避難計画も公衆防護もできないのではないのか。本年一月三十日に私が主催した市民との意見交換会の席上、政府としては行っていないが、事業者が行っている旨の発言が政府からあったが、放射性物質の汚染マップを含むシミュレーションが本当になされているのか。なされているならばその情報を広く一般に公開すべきではないか、政府の見解を明らかにされたい。

答弁：再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）においては、再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）は、冷却機能の喪失により高レベル放射性液体廃棄物が沸騰し、大量の放射性物質が空気中に放出する事象等を含めた重大事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならないとされている。当該措置とは、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認することとされており、確認に当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することとされている。原子力規制委員会においては、当該評価の適否を含め、再処理事業者からの核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定の申請及び原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規定に基づく再処理の事業に係る変更の許可の申請の内容について、事業指定基準規則に係る適合性審査を行うこととされている。なお、再処理事業者から申請書等が提出された場合には、その内容を同委員会のホームページにおいて公表している。

【コメント】重大事故時における放射性物質の拡散シミュレーションを両再処理工場で実施しているのか。なされていないのならばその理由を示されたい。との質問に対して答えず、ただ新規基準「事業指定基準規則」の重大事故防止や申請書の評価手続きを答えているだけだ。結局は拡散シミュレーションはやっていない（やっていても公開できない）という実態を推察せざるをえない。これでは原子力災害重点区域の設定や自治体の防災計画も立案できず大きな問題だ。

もう一つの質問、1 月 30 日の市民との意見交換会では「事業者が行なっている」と口頭回答があったが「拡散汚染マップを含むシミュレーションが本当になされているのか」についても答えていない。これも行われていないのか、もしくは実施したが不都合な結果により公開できないのはないか。

② 質問：六ヶ所再処理工場は全長千三百キロメートルものパイプラインが巡り、その中を放射性物質や有機溶剤が流れている化学工場である。大地震等でパイプやポンプの継ぎ目から微小な漏洩が各施設で同時多発し大事故に発展する可能性が想定される。冷却系統、掃気系統、有機溶剤系統等、大地震等により破損しやすいパイプの継ぎ目、ポンプ・貯水槽の要注意箇所の点検並びに各種メータの誤作動、バルブ開閉の誤操作、腐食等の防止はどのようになされているのか、示されたい。もんじゅのような多数の点検漏れ防止対策は十分になされているのか、厳重な監視と指導が必要ではないか、政府の見解を明らかにされたい。

答弁：再処理事業者は、原子炉等規制法第四十六条の二の二の規定に基づき、再処理施設の性能が技術上の基準に適合するよう当該再処理施設を維持することが義務付けられており、原子力規制委員会においては、原子炉等規制法第四十六条の二の三の規定に基づき、再処理施設の性能が技術上の基準に適合しているかどうかについて毎年一回検査を行っている。また、再処理事業者は、原子炉等規制法第五十条第一項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）で定めるところにより再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること等について保安規定を定めなければならない、再処理事業者及びその従業者は、同条第四項の規定に基づき、これを守らなければならないとされている。また、同委員会においては、同条第五項の規定に基づき、再処理事業者及びその従業者が保安規定を遵守しているかについて、定期的に検査を行うこととされている。

【コメント】これは、保守点検の法的なルールを述べただけである。高速増殖炉もんじゅで数回にわたり発覚した１万点を超える機器の点検漏れが報じられている。もんじゅでも保安規定を定め自主点検そして国の定期検査が行われていたはずだ。しかしこのような杜撰な対応が何度も発覚した。なぜ、この教訓が実際に生かされずこのような無責任がまかり通っていたのか。国としての反省に基づいた答弁がほしい。国と事業者の慣れ合い体質があったのではないか。罰則はどうなっているのか、その見直しは必要ないのか。規制法があってもそれを厳しく適用するかどうかとも問われている。大地震時再処理の各工程のさまざまな箇所で起こる点検不備による漏洩に起因し発生する小事故から大事故への発展が憂慮される。

③ 質問：八甲田山の山体膨張が観察されている。もし十和田火山群の爆発により火砕流が発生し六ヶ所再処理工場に到達した場合（過去に現所在地に二度到達していると聞いている）、高レベル放射性廃液や使用済み核燃料プールの冷却についてどう対応する計画か、示されたい。

⑨ 質問：一九六八年の十勝沖地震（マグニチュード七・九）では、むつ市役所や三沢商業高校が倒壊し、七年前の岩手・宮城内陸大地震では世界最大加速度四千二十二ガルを示し、震源地周辺は大規模な地滑りにより道路が大きく崩れ跡形もなくなった。六ヶ所再処理工場でこのタイプの地震が起きないと断言できるのか。日本原燃が昨年一月七日に原子力規制委員会へ提出した「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」によると、設計用想定地震海洋プレート内地震はマグニチュード七・二、内陸地殻内地震はマグニチュード六・八、基準地震動は六百ガルとして申請しているが、前述の現実起こった地震と比べて過小評価ではないか。地すべりも含め、過去最大地震以上の設計用地震動等の基準を設定すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

答弁：③及び⑨について お尋ねについては、原子力規制委員会において、現在、事業指定基準規則等に係る適合性審査を行っていることから、現時点でお答えすることは困難である。

【コメント】火山の爆発と火砕流対策について問うた。新規規制基準の適合性審査中であるから回答できないとのことだ。川内原発の審査を見ても良心的な火山科学者の意見を斟酌しているとは思えない。

一の⑨では日本原燃から、地震について現実には起こっている大地震と比べ過小評価した申請書が提出されているのではないかと指摘した。これも審査中で回答できないとしているが、政府の審査姿勢や見解を示すことはできるはずだ。

④ 質問：東海再処理施設の敷地は標高わずか約六メートルである。もし現在同施設に福島第一原発を襲った規模の津波が到来したら同施設に貯蔵してある高レベル放射性廃液約四百立方メートルはどうなってしまうのか。冷却喪失による廃液の沸騰・乾固、放射線分解水素や析出硝酸塩爆発という事態を免れるための対策が行われているのか、示されたい。

答弁：政府としては、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）に東京電力株式会社の福島第一原子力発電所に到達したものと同程度の津波が襲来した場合におけるお尋ねの「同施設に貯蔵してある高レベル放射性廃液」に具体的に生じる事象については評価していない。原子力機構によれば、津波による冷却機能の喪失等への対策として、敷地内の高台への電源車の配備等を行っているとのことである。

【コメント】地震が多発している現在、福島原発を襲った程度の津波が標高6mの東海再処理施設へと襲来しないとは言えない。津波が到来した場合に高レベル廃液がどうなるのか国も原子力機構も調べていない。原子力機構という日本で最高の専門家集団の施設で真っ先に配慮しなければならない人々の安全がおざなりにされ基本的で重大な評価をしていないことは考えられないことだ。仮に大事故が起こっても放射能を閉じ込める深層防護のためあらゆる手段を講じ首都圏の人々を守らなければ専門家集団とはとても言えない。また事業者任せの国の答えは規制機関として無責任であろう。

⑤ 質問：東海再処理施設で重大事故が起こると、首都圏が壊滅状態になってしまうのではないかと。絶対に重大事故が起きないようにしていると強弁するならば、その根拠も含め政府の見解を示されたい。

答弁：原子力機構によれば、東海再処理施設の敷地外への放射性物質や放射線の著しい放出を伴う事故への対策として、東海再処理施設において、電源の多重化等の冷却機能の確保等を行っているとのことである。政府としては、東海再処理施設の安全確保のため、今後とも原子力機構が必要な措置を講ずるよう指導してまいりたい。

【コメント】重大事故対応は電源だけではすまない、配管、ポンプ、継ぎ手、冷却水貯槽など冷却系等が破損への対応もある。「必要な措置を講ずるよう指導してまいりたい」とは今までよりは一步踏み込んではいるが、具体性に欠ける。この問題に関わる新たに審議会等を作り、国民を守るため真剣に取り組まなければならないはずだ。

ちなみに原子力機構は国の原子力関連審議会の委員の供給源になっている。

⑥ 質問：世界の再処理工場で過去に起きた事故として、有機溶媒の発火、リン酸トリブチル硝酸ウラン錯体の熱分解爆発、冷却系の故障による有機混合物の爆発、硝酸ヒドロキシルアミンの熱分解爆発、電源系の火災、アスファルトと硝酸塩による火災、高レベル放射性廃液の漏洩等が挙げられる。いずれも地震起因のものではない。我が国は地震大国であり、大地震が起こると、この全ての事故が工場内の各施設で一斉に起こるこ

とが考えられる。このような同時多発事故への備えはどうなっているのか、示されたい。また、多様な同時多発事故への対応を求める審査基準を定めることを検討すべきではないか、政府の見解を示されたい。

⑦ 質問：両再処理工場において、様々な手段を講じても高レベル放射性廃液の沸騰や爆発を止める見込みがなくなった場合、被害を最小限にするための最後の手段としての方策はあるのか。欧州の原発ではコアキャッチャーが設置されメルトスルーに備えていると聞いている。このような最後の手段を核燃料施設の新規制基準に規定し、この基準を満たさない限り六ヶ所再処理工場の本格稼働は認めるべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

答弁：⑥及び⑦について 事業指定基準規則においては、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認するに当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することを求めている。

また、事業指定基準規則においては、重大事故が発生した場合における再処理施設を設置する工場又は事業所外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けることを求めている。

さらに、お尋ねの「この基準を満たさない限り六ヶ所再処理工場の本格稼働は認めるべきではない」との点については、日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設について、現在、事業指定基準規則等に係る適合性審査を行っていることから、現時点でお答えすることは困難である。

【コメント】世界の再処理施設での事故は地震が原因しているものはない。しかし大地震が起こると世界で起きた事故が同時に再処理工場の各施設で起こる可能性が強い。同時に多発した場合の対応について問うたが曖昧な答弁であり、複数程度が同時に起こる対応の審査になっているのではないか。事故発生時は放射能の放出を抑制する設備を求めているとあるが、具体的には何を求めているのか不明だ。深層防護を具体的な設備に反映させなければ安心できない。そこまでやらなければ再処理から撤退する選択肢しかない。

⑧ 質問：二〇〇八年五月二十五日の東奥日報によれば、東洋大学の渡辺満久教授が六ヶ所再処理工場直下に活断層が存在し、下北沖海底を走る大陸棚外縁断層と連動すると最大でマグニチュード八の地震が起きる可能性を指摘する研究をまとめている。このことについて政府は承知しているか。

答弁：政府として、御指摘の報道及び御指摘の者らの下北半島南部における海成段丘のとう曲変形に係る研究については承知している。

【コメント】直下活断層の存在と地震 M8 を指摘する研究を承知しているとの回答である。日本原燃の申請書は内陸地殻内地震を M6.8 としている、M8 を審査に反映することは当然であろう。日本原燃は大事故の教訓に学ぼうせず、人々を守ろうとする姿勢に欠けることが申請からも伺える。

⑩ 質問：原子力設計基準事故による影響が及ぶ範囲について、現在、再処理工場では緊急時計画区域（EPZ）は半径五キロメートルになっているが、これは六ヶ所再処理工場の内蔵放射性物質質量から考えると、あまりに狭い範囲と思われる。少なくとも原発の緊急時防護措置区域（UPZ）半径三十キロメートルよりも広範囲でなければ納得できない。最大規模の重大事故の評価を行い、現実的なUPZ範囲を定めるべきではないか。両再処理工場とも隣の道県への影響をも含む防災計画が必要と思われるが、政府の見解を示されたい。

答弁：原子力災害対策指針（平成二十四年十月三十一日原子力規制委員会決定）において、再処理施設に係る原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲の目安としては、再処理施設から半径約五キロメートルとされているが、実用発電用原子炉に係る重点区域の設定の考え方を踏まえ、再処理施設に係る重点区域の範囲の見直しを行うこととしている。なお、当該見直しを踏まえ、原子力災害対策に係る地域防災計画を作成すべき範囲について検討を行うこととしている。

【コメント】原子力災害対策重点区域について、再処理工場について見直し作業中とのことだ。

その内蔵放射能の量が膨大であり、原発と一緒に区域指定では非現実的である。大事故になれば日本全土に及ぶ汚染になるであろう。その意味ではどこに逃げても同じかもしれない。このような現実を知るとき、再処理は人類が制御できない撤退すべき技術ということが明らかだ。拡散シミュレーションなしで重点区域を定めることができるのだろうか、あまりにご都合主義で非科学的な姿勢ではないか。

2) 国民と国土を守る覚悟について

① 質問：原子力関連企業等との間で金銭の授受があった田中知委員が原子力規制委員会の委員候補者として選定されたことは原子力規制委員会設置法第七条に抵触するのではないか。田中委員は、日本原燃と三菱F R Bシステムズから昨年六月まで報酬を受け取っていたことが報道で明らかになっている。また、他の原発メーカーや電力会社から奨学金を受け取っているが、これらのことについて本人の自己申告書には全てが記載されていない。これは事実を隠蔽した虚偽の申告に当たるのではないかとと思われるが、政府の見解を示されたい。

② 質問：前記2)の①に関して、このような委員選定がまかり通ることは第二の原子力事故に結びつくものと危惧される。現在の自己申告基準の金銭授受について額に関係なく細大漏らさず記載することを義務付けるよう見直すべきであるが、政府の見解を示されたい。また、自己申告書提出の根拠法を示されたい。

答弁：2の①及び②について 御指摘の委員の就任前に、御指摘の委員と原子力関連企業等との間で報酬や寄附金等の形で金銭の授受があったことは承知しているが、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第七条第七項の規定に定める欠格要件に該当しない者のうちから、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会の委員として最適任と考えられる者を選定しており、同条の規定に抵触するものではないと考えている。

【コメント】原子力規制委員会設置法の第十一条第四項の規定は「原子力規制委員会は、委員長及び委員の職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するため、委員長又は委員の研究に係る原子力事業者等からの寄附に関する情報の公開、委員長又は委員の地位にある間における原子力事業者等からの寄附の制限その他の委員長及び委員が遵守すべき内部規範を定め、これを公表しなければならない。」とあり、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件について」の4に「直近 3 年間の①原災法対象事業者等の役員・従業員の経歴 ②原災法対象事業者等から 50 万円以上の報酬等 ③個人の研究又は所属する 研究室等に対する原子力事業者等からの寄附金額について、事業者等ごとに 事業者等の名称とともに公表する」とある。しかし田中知氏はこの専門委員就任に当たり②について日本原燃から報酬を受けていたことを自己申告書に

記載していなかったことがわかっている。原子力規制委員は更に厳しい要件が求められるはずであるが、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」にはどういうわけか前規範の②の項目が入っておらず田中知委員就任は問題なしとされている。しかし同じ規制委員会の専門委員就任時に虚偽の記載、もしくは自己申告の不都合な箇所をカットして掲載したことになる。同委員は現在日本原燃に係わる審査(施設)チームの中心となっており極めて問題だ。東電財団審査委員を務め報酬を得ていたことは記載されており、福島原発事故の間接的な責任もあるのではないか。

- ③ 質問：米国原子力規制委員会（NRC）ホームページの見出しの下には「PROTECTING PEOPLE and the ENVIRONMENT」と明瞭に機関の目的が記載されている。我が国の原子力規制委員会においても、このように本来の目的をホームページ冒頭に記載することは国民に信頼感を与え、個々の決定や行為の指導理念として重要な意味を持つと考えるが、政府の見解を示されたい。

答弁：広報資料等において、原子力規制委員会は「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」ことを使命とすることを明示しており、こうしたことを広く国民に伝えていくことは重要と考えている。

【コメント】「人と環境を守る」ことを使命とすることを明示していると回答している。そうならばホームページの冒頭にスローガンとして掲げ、常に本来の設置目的に立ち返り、自省する姿勢がほしい。とにかく、原子力推進・利権集団からの圧力によりゆがめられる立場にある規制委員会であり、目的を掲げ姿勢を内外にアピールし厳しく任務にあたるべきではないか。米NRCは職員希望が多い人気のある役所と聞いている。

- ④ 質問：両再処理工場には原発をはるかに上回る大量の放射性物質が貯蔵されている。一旦事故が起これば、その被害は福島第一原発事故の比ではない。国は原発より複雑な核燃料を扱う化学工場である両再処理工場で絶対に大事故を起こさないと約束できるのか、明らかにされたい。それができないならば、再処理から撤退するべきである。そうしなければ設計想定を超える重大事故が起これば世界中に甚大な迷惑をかけ、この国が減びることを深く危惧するところである。

国土を汚染させ、人々をこの上ない不幸に導く原子力重大事故を決して起こさないよう、総理大臣及び原子力規制委員会委員長の、国民と美しい国土を守る覚悟を示されたい。

右質問する。

答弁：原子力規制委員会において、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ再処理施設の規制に必要な基準を設定し、再処理施設がその基準に適合しているか否かを確認しているところであるが、安全性の追求に終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、再処理事業者においても、更なる安全性の向上に努めるべきであると考えている。

【コメント】絶対に重大事故を起こさないと約束できるのか、できないならば撤退するべき、なぜならばこの国が減びる恐れがあるからである。国の責任と覚悟を問うた。しかし、ありきたりの答弁であり、事業者へ責任を転嫁し問に答えようとする姿勢が見えない。国が国民と国土を守る覚悟を示すことができないまま再処理事業を推進することは容認できない。福島原発事故を見るとき放射能で国土を広域に汚染させ、誰も責任をとっていない。このような無責任がまかり通るこの国は法治国家なのか、罰則の見直しも含め原子力関連法についても根本的なところから見直さなければ、再処理や原発稼働の前提条件が欠けており運転してはいけない。自覚を示さない国のリーダーの下原子力政策が進められることは未来が危うい。

まとめ

再処理工場の重大事故防止と新規規制基準審査の強化を求め質問主意書を提出して頂きました。原発の重大事故については福島原発事故を通して広く関心が寄せられています。一方再処理工場についてはその内蔵放射能から一旦事故があれば福島原発事故の何十倍もの放射能汚染が予想されますが、未だ現実的脅威として社会一般に受け止められていません。私たちは原子力の重大事故は原発よりも再処理工場で起こるのではないかと危機感を持ち、小事故がある度に日本原燃に要請・質問などを行なってきました。再処理工場は化学工場であり放射能の危険に加え、化学物質による火災・爆発などの事故の可能性があることがあります。約 1 万の主要な機器があり、放射性物質、引火性の危険物等が複雑なパイプラインの中を巡っています。配管の長さは約 1300 km もあり、数十万個の継手でパイプが繋がれています。大地震による小漏洩は避けられないでしょう。

重大事故の引き金になる最も要注意物質は高レベル廃液です。六ヶ所再処理工場の場合、冷却ができなくなると約 24 時間で沸騰が始まり、約 35 時間で水素爆発の濃度に達すると日本原燃は国へ報告しています。六ヶ所再処理工場が貯蔵する高レベル放射性廃液二百二立方メートル及び東海再処理施設の高レベル放射性廃液三百九十四立方メートルに含まれるセシウム 137 は、東電福島第一原発から大気中へ放出されたセシウム 137 の放射エネルギーのそれぞれ約三十五倍及び約七十九倍に相当します。

政府は想定される重大事故の放射能拡散シミュレーションを行なったのかどうかについて答えようとしません。シミュレーションなしに UPZ（緊急時防護措置区域）や原子力災害対策重点区域を定め、自治体が防災避難計画を作成することができるのでしょうか。旧西ドイツ政府が行なったシミュレーションは「高レベル廃液貯槽の冷却が完全停止すると最終的死者数は西ドイツ全人口の半分の三千万人に上る可能性がある」との絶望的なものであり、これと大きく異なるはずもなく、公表が憚られるからなのでしょう。

日本原燃は新規規制基準申請を 2014 年 1 月国へ提出しましたが、その際 10 月の竣工を目指していましたが、申請書の不備を原子力規制庁審査チームから次々と指摘され補正に次ぐ補正により、竣工は 2016 年 3 月へと延期されています。大地震、火山・火砕流等による重大事故防止についての審議はこれから開始される段階になってきています。最悪の事態になっても放射能を閉じ込めることができる深層防護、同時多発事故が起きたときの対応等が新規規制基準で求められているのかの問題もあります。当初日本原燃は規制庁と担当者のヒアリングで済むだろうと甘い考えを持っていたようですが、審査会合の映像を見ると規制庁の官僚はそれなりに真摯に追及している側面が伺え、審査を緊張したものになっています。

原子力規制庁は「『原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る』ことを使命とすることを明示しており、こうしたことを広く国民に伝えていくことは重要と考えている。」と答えています。この原点を規制庁の審査委員が忘れないように、私たちからの働きかけが必要だと思います。2014 年 10 月からは再処理（施設）審査チームの長が更田委員から田中知委員（日本原燃から報酬を同年 6 月まで受け取っていた）に引き継がれ利益相反の人物であり審査がねじ曲げられるのではないかと心配していましたが、今のところ極端な発言はなく、審査官僚も田中委員に迎合している様子はあまり見られません。今後とも人々の側に立ち良心を貫いてくれることを願っています。私たちと未来世代の生存に係る重大な再処理工場の審査が行われているところです。会議映像等を見て、みなさんからも規制庁へ激励など声を届けて頂きたくお願いいたします。 東海再処理施設高レベル廃液の安全管理についても声を届けて下さい。 （2015.5.3 永田）